

名古屋市教育委員会定例会

平成24年4月19日
午前9時30分
教育委員会室

議 案

- 第31号議案 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について
第32号議案 名古屋市総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則案について
第33号議案 平成25年度使用教科用図書採択基本方針について
第34号議案 平成24年度高等学校教科用図書選定協議会への諮問について
第35号議案 名古屋市社会教育委員の委嘱について
第36号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

出席者

三 林 久 美 委員長
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
服 部 はつ代 委員
伊 藤 彰 教育長
教育次長始め、事務局職員28名

(三林委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第35号及び第36号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に議事運営についてお諮りいたします。

第33号議案及び第34号議案は、教科用図書の選定に関する議案となりますので、一括し

て審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、本日の議案審議に先立ちまして1名の方から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人の入室】

傍聴される方々をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。

1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。

また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、第31号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(津坂総務課長)

第31号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

名古屋市志段味図書館の管理につきましては、先の2月市会におきまして、民間事業者のノウハウ等を活用しながら市民サービスの向上と経費の節減を図るため、平成25年4月1日から、指定管理者制度を試行導入する旨、条例改正をしております。

改正内容は、志段味図書館の管理に指定管理者制度を導入することに伴いまして、指定管理者の公募など、指定管理候補者を選定するための手続を定めるものです。

なお、指定管理者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保するため、指定管理者選定委員会を開催しております。

選定委員会の構成については、「指定管理者制度の運用に関する指針」によりまして、従前、外部委員を半数以上とするとされておりましたが、指針が改められ、4月からは、

原則外部の委員で構成（施設設置者の観点から市職員1名参加可能）することとされました。

この指針の改定に伴い、指定管理者の選定について、より、外部の視点を導入することによる公正化を図るため、選定委員会を外部委員のみで構成することといたしました。

よろしくご審議をお願いします。

（三林委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第31号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（三林委員長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第32号議案「名古屋市総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（津坂総務課長）

第32号議案「名古屋市総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

教育委員会所管のスポーツ施設の管理につきまして、指定管理者を選定する場合には、指定管理者選定委員会を開催しております。

第31号議案でご説明いたしましたとおり、「指定管理者制度の運用に関する指針」が改定され、選定委員会は、原則外部の委員で構成することとされたことに伴い、指定管理者の選定について、外部の視点を導入することによる公正化を進めるため、選定委員会を外部委員のみで構成することとし、関係規則の改正を行うものです。

よろしくご審議をお願いします。

（三林委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第32号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第33号議案「平成25年度使用教科用図書採択基本方針について」及び第34号議案「平成24年度高等学校教科用図書選定協議会への諮問について」の2件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(指導室長)

それでは、第33号議案「平成25年度使用教科用図書採択基本方針」についてお願いいたします。

はじめに、「平成25年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針」についてでございます。

教科用図書は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』に基づきまして、毎年8月31日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。

特別支援学級を含む、小学校・中学校、特別支援学校用教科用図書につきましては、小学校は平成22年度に採択替えを行い、23年度から実施しています。中学校は23年度に採択替えを行い、24年度より実施しています。

無償措置に関する施行令第14条におきまして、採択替えを行った教科用図書を採択する期間は4年間と定められております。従いまして、来年度につきましては、小学校及び中学校につきましては、「平成24年度使用教科用図書と同一のものを」、特別支援学校用教科用図書は「特別支援学校知的障害用教科用図書」を、さらに、(4)の特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする、という方針を考えております。

よろしくご審議ください。

続きまして、「平成25年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針」について申し上げます。

義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。

高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。したがって、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案2の(1)にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

よろしくご審議ください。

(鯉沼高等学校教育担当主幹)

次に、第34号議案、「平成24年度高等学校教科用図書選定協議会への諮問について」をお願いいたします。

先ほどの採択基本方針でご説明をいたしましたように、高等学校の教科用図書の採択方法については、法令上で具体的な定めはございませんが、本市におきましては、より公正かつ厳正な採択を行うために、毎年、選定協議会において審議をいただき、教育委員会へ

答申をし、採択をしていただいております。平成25年度使用 高等学校用教科用図書の設定について、議案にお示しさせていただきましたように提案させていただきます。

よろしくご審議ください。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第33号議案及び第34号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第35号議案及び第36号議案は非公開になります。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

第35号議案及び第36号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午前9時48分閉会